

* 税法上の優遇措置について

公益財団法人東京陸上競技協会は、「公益法人」の認定を受けていますので、当協会への賛助会員年会費(寄附金)は、「特定公益法人」としての税制上の優遇を受けることができます。

1. 個人の場合

個人が国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対し、「寄附金」を支出したときは、次の算式で計算した金額が「寄附金控除」として所得から控除されます。また、個人が一定の要件を満たした公益社団法人・公益財団法人へ寄附金を支出した場合、当該寄附金について、税額控除制度の適用を受けることができます。

なお、「寄附金控除」の適用を受けるには、「確定申告」を行う必要があります。年末調整では、この制度は適用されませんのでご注意ください。詳しくはお近くの税務署へお問い合わせください。

①寄附金控除(所得控除)

「所得控除」の場合、次の算式で計算した金額が「寄附金控除」として、所得から控除されます。

その年に支出した特定寄附金の合計額、又は、その年の合計所得金額等の40%相当額のうちいずれか低い額	—	2千円	=	寄附金控除額
---	---	-----	---	--------

②寄附金控除(税額控除)

「税額控除」の場合、次の算式で計算した「税額控除額」が、税額から直接控除されます。

その年に支出した特定寄附金の(合計額、又は、その年の合計所得金額等の40%相当額のうちいずれか低い額	—	2千円) × 40%	=	控除対象額
--	---	------------	---	-------

2. 団体(公益法人以外の法人)の場合

寄附金は法人にとって経費としての性質が乏しく、法人税法上、損金算入を制限しています。しかし、特定公益増進法人への寄附については、一般の寄附金を損金算入限度額まで支出している場合でも、さらに別枠で損金算入限度額まで算入できます。

寄附金の損金算入限度額は以下の算式になります。

なお、公益法人等の場合は算式が異なるため、詳しくはお近くの税務署へお問い合わせください。

事業年度 (終了時の 資本金等 の金額	× 当期の月 数/12	× 2.5/1000 +	事業年度 終了時の 所得の 金額	× 5/100) × 1/2 =	損金 算入 限度額
------------------------------	----------------	--------------	---------------------------	------------------	-----------------

<個人住民税の優遇措置について>

個人住民税の寄附金税制が拡充され、都道府県または市町村が条例により指定した寄附金(公益社団・財団法人に対する寄附金等)が寄附優遇措置の対象寄附金となりますので、当協会への寄附に対して個人住民税の控除が受けられます。

条例での指定状況は都道府県によって異なりますので、お住まいの都道府県税事務所、市町村の徴税窓口にお問い合わせください。

以上